

福岡市食品廃棄物資源化費用補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市食品廃棄物資源化費用補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、事業者が新たに食品廃棄物の資源化に取り組む（以下「資源化」という。）場合において、その資源化に要する費用についてその一部を公益財団法人ふくおか環境財団（以下「財団」という。）が補助することにより、循環資源の更なる利用を促進し、もって循環型社会の形成を図ることを目的とする。

(補助の対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）において排出された食品廃棄物について、一般廃棄物処分業許可を取得している市内の食品廃棄物資源化施設（飼料化施設・メタン化施設）における、事業系一般廃棄物の処分に要する費用とする。

2 令和5年度末時点において、飼料化施設にて資源化を行っている事業者については、令和5年度の1月あたりの処理量に補助対象期間の月数を乗じた量を超えた量の処分に要する費用についてのみ、補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は予算の範囲内とし、前条に規定する補助対象経費のうち、1キログラムあたり4円とする。

2 前項に定める補助金の額に100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、当該年の2月1日から翌年の1月31日までとする。

(補助対象者)

第6条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。なお、補助金の交付の対象者は公募により募集する。

(1) 市内に事業所・テナント等を有するもしくは事業所・テナント等から廃棄物の管理業務を請け負っており、事業系一般廃棄物にあたる食品廃棄物を排出している、又は新たに排出する見込みがある者

(2) 福岡市の一般廃棄物処分業許可を取得している食品廃棄物資源化施設で資源化を行っている、または交付申請と同一年度内において行う見込みのある者

(3) 市税を滞納していない者

(4) 次のいずれにも該当しない者

① 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員

② 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

③ 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(暴力団の排除)

第7条 理事長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 理事長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 理事長は、補助金の交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 理事長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し氏名（フリガナを付したもの）、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して理事長に提出するものとする。

(1) 食品廃棄物資源化計画書（様式第2号）

(2) 法人の場合は法人登記簿（全部事項証明）の写し

(3) 個人の場合は本人確認ができる公的な証明書の写し。ただし、財団による住民基本台帳の福岡市への照会に同意する場合は不要とする。

(4) 市税に係る徴収金に滞納がない旨の証明書の写し（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）ただし、財団による「福岡市税の滞納の有無に関する調査」の福岡市への照会に同意する場合は不要とする。

(5) 事業関係者名簿（様式第3号）

(6) その他理事長が必要と認める書類

(申請受付期間等)

第9条 前条の規定による交付申請の受付期間（以下「交付申請受付期間」という。）は、当該年度の12月28日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）までとする。なお、郵送による申請の場合は当日消印有効とする。

2 交付申請受付期間であっても、前条の規定による交付申請が予算の範囲を超えた場合は、申請の受付を終了するものとする。

(補助金の交付の決定)

第10条 理事長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、交付申請書の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 前項に規定する、補助金の交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第4号の1）により、補助金の不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第4号の2）により、すみやかに事業者に通知しなければならない。

3 理事長は、補助金の交付の決定において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助金交付の条件)

第 11 条 理事長は、補助金の交付の決定をする場合において、次の各号を補助金の交付の条件として付するものとする。

- (1) 第 8 条各号のいずれかに変更が生じる場合は、あらかじめ補助金交付申請変更届出書（様式第 5 号）を理事長に提出すること。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
- (2) 交付申請と同一年度内において食品廃棄物の資源化を行うことが困難となった場合においては、速やかに理事長に報告しその指示を受けること。

(申請の取下げ)

第 12 条 第 10 条の規定による交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が、その交付申請を取り下げる場合には、補助金交付申請取下書（様式第 6 号）を速やかに理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあった場合は、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は事業が完了したときは、当該年度の 2 月 28 日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前において最も近い、日曜日、土曜日又は休日ではない日）までに、補助金実績報告書（様式第 7 号）に次の各号に掲げる書類を添付して理事長に提出するものとする。なお、郵送による申請の場合は当日消印有効とする。

- (1) 食品廃棄物資源化実績精算書（様式第 8 号）
- (2) 補助対象経費に係る処分量の確認ができる請求書等の写し
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 14 条 理事長は、前条の規定による届出があったときは、補助事業が適正に実施されたことを確認したうえで、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第 9 号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 15 条 理事長は補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 10 条の規定により行った補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付を辞退したとき。
 - (2) 第 8 条に規定する交付申請書等の書類に虚偽の事項を記載し、又は申請について不正の行為を行ったとき。
 - (3) この要綱の規定に違反したとき。
 - (4) 第 6 条に規定する補助対象者の要件を満たしていないことが判明したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の取消し又は返還の命令について、相当の理由があると理事長が認めたとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 理事長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて、その

返還を命じることができる。

- 2 交付決定者が補助金の交付を受けた後に、補助対象経費に係る消費税について還付を受けた場合は、理事長は、還付を受けた消費税に対する補助金について、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(申請の方法)

第 17 条 第 8 条、第 11 条、第 12 条及び第 13 条の規定による申請は電子メール、郵送又は補助金担当課の窓口への提出のいずれかの方法によることとする。

(個人情報の取扱)

第 18 条 理事長は、福岡市食品廃棄物資源化費用補助金において個人情報を収集するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 61 条第 1 項の規定に準じて、その利用する目的を明確にし、個人情報を取り扱う事務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、行うものとする。

- 2 収集した個人情報は、財団のほか、財団と個人情報に関する機密保持契約等を締結した第三者において、利用目的のために必要な範囲に限り、利用することができるものとする。
- 3 個人情報の取扱いに当たっては、福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年福岡市条例第 8 号）その他関係法令の本旨に従い、適正に行うものとする。

(雑則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日をもって廃止する。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。
- 3 この要綱の終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。